

# 国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程

平成16年 4月 1日 制定  
令和 6年 3月 7日 最終改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止等に関する必要な事項を定めることにより、本学のすべての学生等及び教職員（以下「教職員等」）が個人として尊重され、修学、就業、教育及び研究のための環境を維持することを目的とする。

(定義)

**第2条** ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

一 セクシュアル・ハラスメント

ア 相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、修学、就業、教育又は研究を行う上で、一定の利益又は不利益を与えること

イ 相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、修学、就業、教育及び研究を行う環境を著しく損なうこと

二 アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して教職員等に対して、不適切で不当な発言や行為などによって、身体的・精神的な苦痛を与えること

三 パワー・ハラスメント

就業の場において、優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害し、身体的・精神的な苦痛を与えること

四 マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント

妊娠（不妊治療等を含む）・出産したこと、育児をしていること（育児休業制度等の利用を含む）等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動及び行為をすること

五 ケアー・ハラスメント

介護をしていること（介護休業制度等の利用を含む）等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動及び行為をすること

(学長の責務)

**第3条** 学長は、ハラスメントについての教職員等の関心と理解を深めるとともに、教職員等が他の教職員等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な措置を行わなければならない。

(教職員等の責務)

**第4条** 教職員等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 教職員等は、前項の規定を遵守するため、ハラスメントについての関心と理解を深め、他の教職員等に対する言動に必要な注意を払わなければならない。

3 教職員等は、学長の講ずる前条の措置に協力するように努めなければならない。

(防止委員会)

**第5条** 本学に、ハラスメントの防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

**第6条** 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 ハラスメントの防止等に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること
- 二 ハラスメントに関する相談及び被害の救済に関すること
- 三 その他ハラスメントの防止等に関すること

**第7条** 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する理事 1名
- 二 副学長(労務・財務担当)
- 三 学生相談協議会議長
- 四 人権委員会から推薦された大学教員 2名
- 五 附属学校部運営委員会から推薦された附属学校副校園長 1名
- 六 事務連絡会議から推薦された事務系職員 2名
- 七 その他学長が指名する者 若干名

2 前項第四号から第六号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第四号から第七号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第1項第七号の委員の任期は、学長の任期を超えることができない。

4 第1項の委員は、第13条第1項の相談員及び第18条第1項の調査委員会委員を兼務することはできない。

**第8条** 防止委員会に委員長を置き、学長が指名する理事がこれに当たる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

**第9条** 防止委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

**第10条** 防止委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(相談窓口)

**第11条** ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情・相談」という。)に対応するため、防止委員会の下に、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

**第12条** 相談窓口には相談員を置き、相談員は、苦情・相談の受け付けに当たるとともに、苦情・相談の具体的事項を防止委員会に報告する。

**第13条** 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 防止委員会委員長から推薦された大学教員 6名
- 二 各附属学校園から推薦された教員 各1名
- 三 事務連絡会議から推薦された事務系職員 3名

2 前項の相談員は、学長が委嘱する。

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その他、相談窓口について必要な事項は、別に定める。

(調 停)

**第14条** 防止委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ハラスメントの解決に当たるため、調停を行うものとする。

- 一 相談者が当事者間での話し合いでの解決を希望しているとき
- 二 その他調停による解決が適当であると防止委員会が判断したとき

**2** 防止委員会は、相談員から苦情・相談の具体的事項の報告を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当事者に対し調停の主旨及び制度を説明し、調停の希望の有無を聴取するものとする。

**3** 第1項の調停を行うときは、防止委員会委員長が調停員を防止委員会委員のうちから指名するものとし、必要に応じて、防止委員会委員以外の者を指名することができる。

**4** 調停員の任期は、当該事案に関する調停の任務が終了したときまでとする。

**5** 調停員は、調停の結果について、直ちに防止委員会に報告する。

(具体的事項に関する調査及び調査委員会)

**第15条** 防止委員会は、ハラスメントの具体的事項に関する調査を行うものとする。さらに具体的事項に関する調査のため必要があると認めるときは、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。なお、調査委員会の設置の判断は、防止委員会が相談者から調停を希望しない旨の回答を得た日、又は、調停が不調となった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

**第16条** 調査委員会は、ハラスメントの具体的事項について調査し、その結果を調査委員会設置の日の翌日から起算して2ヶ月以内に防止委員会に報告するものとする。

**第17条** 防止委員会は、防止委員会の調査結果、又は、調査委員会の調査結果を、防止委員会が相談者から調停を希望しない旨の回答を得た日、又は、調停が不調となった日の翌日から起算して3ヶ月以内に、学長に報告し、当事者に説明を行う。

**第18条** 調査委員会は、防止委員会委員長の指名により学長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

**2** 調査委員会委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了したときまでとする。

**3** 調査委員会委員は、第7条第1項の防止委員会委員、第13条第1項の相談員を兼務することはできない。

**第19条** 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(不服申立て)

**第20条** 当事者は、第17条に基づく防止委員会又は調査委員会の調査結果の報告に不服がある場合は、当該調査結果の説明を受けた日の翌日から起算して30日以内に、防止委員会委員長に対し異議を申し立てることができる。異議申立があった場合は、防止委員会は調査結果の確認のための再度の調査を行い、当該申立てを受理した日の翌日から起算して30日以内に、再度の調査結果を学長に報告し、当事者に説明を行う。

(専門委員会)

**第21条** 防止委員会に、第6条第一号に関する事項を審議するため、専門委員会を置く。

**2** 専門委員会は、第7条第1項第一号、第二号、第四号及び第六号の委員をもって組織する。

(プライバシーの保護等)

**第22条** ハラスメントに関する対応にあたる全ての者は、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分な配慮をしなければならない。

2 学長は、ハラスメントに対する苦情の申し出、当該申し出にかかる調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員等に不利益な取扱いをしない。また、これらの者が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(ハラスメント行為に対する措置等)

**第23条** ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は環境の改善を行うことが必要であると認められる場合は、学長は必要な措置を講じるものとする。

(事務)

**第24条** 防止委員会及び調査委員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

(その他)

**第25条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年9月18日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第13条第1項第一号に定める相談員の任期は、第13条第3項の規定に関わらず平成24年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年8月10日から施行する。

#### 附 則 (平成25年規程第30号)

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

#### 附 則 (平成28年規程第23号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年規程第55号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年規程第24号)

この規程は、令和4年1月17日から施行する。

#### 附 則 (令和4年規程第42号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年規程第61号)

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

#### 附 則 (令和5年規程第86号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## ○ 調査の流れと期間

